

**○地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る
指名停止等の取扱いについて**

平成 10 年 8 月 5 日 建設省厚契発第 33 号

各地方建設局総務部長

国土地理院総務部長

建設大臣官房地方厚生課長から土木研究所総務部長あて

建築研究所総務部長

建設大学校総務課長

建設コンサルタント業務等の有資格業者（建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和 45 年 12 月 10 日付け建設省厚第 50 号）第 12 第 1 項に規定する有資格業者をいう。）の指名停止等については、当面、地方支分部局所掌の工事請負契約書に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について（平成 3 年 5 月 18 日付け建設省厚発第 172 号。）を準用して取扱われたい。